

○福岡県警察術科指導員に関する規程

平成7年9月7日

福岡県警察本部訓令第20号

福岡県警察術科指導員に関する規程を次のように定める。

福岡県警察術科指導員に関する規程

福岡県警察の術科指導員に関する規程(昭和38年福岡県警察本部訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、柔道、剣道、逮捕術、けん銃操法及び救急法(以下「術科」という。)の訓練を推進してその技術の向上を図るため、福岡県警察術科指導員(以下「指導員」という。)の配置、指定その他必要な事項を定めるものとする。

(指導員の配置基準)

第2条 指導員の配置基準は、別に定めるものとする。

(指導員の指定)

第3条 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、必要に応じて福岡県警察術科指導員指定資格基準(別表)に該当する職員を選考し、当該所属長の意見を聴いて指導員としての適格性を検討の上、福岡県警察術科指導員指定推薦書(様式第1号)により警察本部長(以下「本部長」という。)に推薦するものとする。

2 本部長は、指導員の決定をしたときは、当該所属長を通じ当該指導員に対して指定書(様式第2号)を交付するものとする。

3 指導員は、「福岡県警察柔道指導員」等と呼称するものとする。

4 教養課長は、必要の都度、指導員の氏名等を福岡県警察術科指導員名簿(様式第3号)により、各所属長に通知するものとする。

(指導員の指定の解除)

第4条 所属長は、当該所属の指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福岡県警察術科指導員指定解除申請書(様式第4号)により、教養課長を経由して本部長に申請しなければならない。

(1) 傷病等により、術科の指導に従事することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指導員として不適格と認めるに足りる事由が生じたとき。

2 教養課長は、前項の申請を受けたときは、その内容を検討の上意見を付して、本部長に上申しなければならない。

3 本部長は、指導員の指定を解除したときは、当該所属長を通じ当該職員に対して指定

解除書(様式第5号)を交付するものとする。

(職責の自覚)

第5条 指導員は、自己の職責を自覚し、常に術科技能の研さんに努めなければならない。

(指導員の任務)

第6条 指導員は、当該所属長の指揮監督を受け、担当する術科について当該所属職員の指導に当たるものとする。

2 指導員は、術科技能の向上に役立つ事項を創案し、又は警察部外からこれを修得したときは、当該所属長を経由して教養課長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第7条 所属長は、術科の教養訓練計画を立てるときは、指導員を参画させるように配慮しなければならない。

2 所属長は、当該所属職員を対象に訓練をする場合は、当該所属の指導員を指導に当たらせなければならない。この場合において、指導員の配置のない所属長は、教養課長に指導員の派遣を依頼するものとする。

(教養課長の責務)

第8条 教養課長は、所属職員数と当該所属の指導員数の均衡に配慮するとともに、効果的な術科教養に資するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年9月7日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に改正前の福岡県警察の術科指導員に関する規程第5条第1項の規定により提出された指導員任免内申書は、改正後の福岡県警察術科指導員に関する規程第3条第1項に規定する福岡県警察術科指導員指定推薦書とみなす。

(福岡県警察事務決裁規程の一部改正)

3 福岡県警察事務決裁規程(平成3年福岡県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(3)の表18の項中「任命及び解任」を「指定及び指定の解除」に改める。